

令和7年4月

お客様各位

一般財団法人富山県建築住宅センター

宅地造成及び特定盛土等規制法の運用開始についてのお知らせ

令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行されました。

盛土規制法では知事や政令市又は中核市の市長による規制区域の指定後に盛土や切土、一時的な土石の堆積(仮置き)に関する工事が規制され、許可または届出が必要となります。

富山県では、令和7年5月1日に規制区域を指定し、盛土規制法の運用を開始します。

富山県の規制区域については、県内全域が「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」に指定されます。規制区域の詳細は、次のホームページをご覧ください。

なお、当センターへの建築確認申請時添付の調査報告書内に、規制の該当か否か協議、対応等の記載する欄を追加しましたので、盛土規制法開始後の申請以降は、その様式を使用してください。

○県内の市町村（富山市以外） 【富山県ホームページ】  
<https://www.pref.toyama.jp/1507/bousaianzen/bousai/morido/kj20241201.html>

○富山市 【富山市ホームページ】  
<https://www.city.toyama.lg.jp/shisei/machizukuri/1010787/1016339.html>

★【申請窓口：お問い合わせ先】

・ 県内の市町村（富山市以外）  
富山県土木部建築住宅課 住みよいまちづくり係（TEL:076-444-3359）

・ 富山市  
富山市活力都市創造部 都市計画課（TEL:076-443-2243）